

自治会清掃実施時、実施後の注意点

<ごみの出し方>

- ・燃えるごみ、燃えないごみは分別して出してください。
- ・道路上に投棄されたバッテリー、タイヤ、ブロック、レンガ等を収集された場合は、環境保全課事業係(内線 2362) までご連絡ください。後日回収させていただきます。連絡がない場合は回収できません。
- ・必ず土砂は直接土納袋に入れて必ず紐を閉じてください。(土砂をビニール袋等に入れな
いでください。) 申請時に土砂の申請がなければ回収できません。
- ・小枝等は 30 cm 以下に切断し、他の燃えるごみに混ぜて出してください。
- ・あらかじめ申請している集積場所以外には出さないでください。申請場所以外に出した場
合は回収できません。

<中止の場合>

- ・雨で中止になった場合は、翌開庁日の 8 : 30 ~ 9 : 00 の間に環境保全課保全係(内線 2382) まで中止の電話連絡をいれてください。
- ・中止した場合は絶対にごみを出さないでください。(個別には回収できません。)

<その他>

- ・お渡しした袋が余った場合は、次回の自治会清掃でご使用ください。
- ・みどり公園課と公園清掃の契約を締結している自治会の公園内の清掃分の回収は、みどり公園課(内線 3511) にご連絡ください。清掃用の袋のお渡しもできません。

※ルールを守らずに出されたごみは回収できません!!!

次回から、お渡しするごみ袋を持ち帰るためのエコバック等をご持参ください。

生駒市役所 環境保全課

(市役所 2 階 21 番窓口)

TEL : 0743-74-1111 (内線 2382)